

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

全駐在員管理サービスの
ワンストップ・ソリューション

Expatriaのパンフレットはこちら



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

YOKOSO

12

2023 DEC VOL. 107

無料

今月の特集

インド発、新鮮でおもしろい情報をお届け

9



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

**FORMULA
GROUP**
Mobility Managed.®

フォーミュラグループから貴方へ

**メリークリスマス
& ハッピーニューイヤー**





松田博司

日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル

(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

プライベート・カンパニー—証券の電子化

ベナミ取引(架空取引)に対し、株式保有の透明性を高めるため、企業省(MCA)は2023年10月27日、企業(目論見書および証券割当)第2次修正規則を導入。

この規則により、2024年9月30日以降、すべてのプライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)は、必ず電子化された証券(株式、債券)発行・譲渡を義務付(2018年10月以降、すべてのパブリック・カンパニーはすでに証券の電子化が義務化)。

適用範囲

企業(目論見書および有価証券の割当)第2次改正規則(2023年)に新たに導入された「規則9B」は、すべてのプライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)に適用。

規則9Bによると、プライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)は2023年4月1日から18ヶ月以内、すなわち2024年9月30日までに既存の現物証券の電子化が必須。

適用除外

小企業および政府系企業の、電子化免除。

- 「小企業」とは、前会計年度の払込資本が4クロール・ルピー以下、売上高が40クロール・ルピー以下のプライベート・カンパニー(持株会社または子会社を除く)を指す。
- 「政府系企業」とは、政府(中央政府、州政府、またはその両方)が払込資本の51%以上を保有する政府企業を指す。

法的要件

プライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)は2024年9月30日までに既存の現物証券の電子化が義務付。

企業への影響

2024年9月30日以降、いかなるプライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)も以下を行うことはできない。

- 新証券(新株予約権または無償株式を含む)の現物証券発行
- 現物証券譲渡
- 現物証券の買戻し

株主への影響

2024年9月30日以降、プライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)の証券保有者は、現物でのサブスクリプション新証券、証券譲渡申請が不可能に。

法令遵守

- 国際証券識別番号(ISIN)を取得する: プライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)は、2024年9月30日までに中央証券保管所(National Securities Depository Limited)または Central Depository Services Limited)からISINコードを取得の義務付。
- 証券の電子化: すべてのプライベート・カンパニー(小企業および政府系企業を除く)は、現物証券の電子化が義務付。

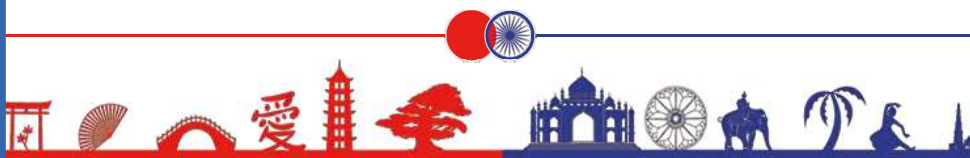
- 証券の発行・譲渡: すべてのプライベート・カンパニー（小企業および政府系企業を除く）は、2024年9月30日以降、証券を電子形態でのみ発行・譲渡の義務付。
- 新証券の発行: すべてのプライベート・カンパニー（小企業および政府系企業を除く）は、2024年9月30日以降、電子形態でのみ新証券発行の義務付。
- PAS-6の提出: 上記の遵守事項が完了した日から60日以内に、プライベート・カンパニー

（小規模企業および政府系企業を除く）はPAS-6という書式で会社登録局（ROC）への報告義務付。

不履行があった場合、会社および役員は、最高1万ルピーの罰金に処され、違反が継続した場合は、政府により1日最高1000ルピーの罰金が追加で課される場合がある。

クレイマンに関して

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザー・ファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士（CPA）、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



発行部数
7,000部/毎月



メールでのお問い合わせはこちらをスキャン



+91-96000-89561（日本語）
+91-83770-11095（英語）



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

2023年12月31日までにセクシャル・ハラスメント防止法 (POSH) を遵守し、2024年1月31日までに2023年度の年次報告書を提出

イントロダクション

近年、インドは男女平等を推進し、女性が安全で安心して働ける環境を確保するために大きな一歩を踏み出しています。この取り組みの重要な側面のひとつが、「職場における女性のセクシュアル・ハラスメント (防止・禁止・救済) 法」、通称「セクシュアル・ハラスメント防止法 (POSH法)」の制定です。2013年に制定されたこの画期的な法律は、職場におけるセクシャル・ハラスメントに関連する問題を取り上げています。

➤ POSH法の適用

POSH法は、インドのすべての職場に適用され、組織セクター・非公式セクター、公共セクター、民間セクター、さらにはNGOのような非伝統的な職場 (個人事業主等) も含まれます。

POSHの実施と適用は、企業の従業員数によって異なります。ここでは一般的な概要を説明します。

基準	POSHの適用範囲
従業員10名未満 (男女不問)	POSHは義務です、セクシャルハラスメントに関連する苦情や懸念事項に対処するための方針と手順を確立することが極めて重要です。小規模な組織では、正式な委員会組織は必須ではないかもしれませんが、安全で尊重される職場を確保するためには、包括的なPOSHポリシーの策定は必要です。また、従業員向けのワークショップや意識向上プログラムを開催が必要です。
従業員10名以上 (男女不問)	POSHは義務です。従業員10人以上の企業は、セクシャル・ハラスメントの事例に対処するための社内委員会 (IC) を構成することが義務付けられています。この委員会は苦情の受付、調査の実施、安全な職場環境の確保に責任があります。



➤ **全ての企業は2023年12月31日までにこれを遵守する必要があります。**

以下は、コンプライアンスに関する主な要件です

- ① 法律に関連する明確な定義と意味を含む、組織の包括的なPOSH方針の策定
- ② 苦情を申し立てる方法と救済メカニズムに関するプロセスの定義
- ③ 内部委員会 (IC) の設置 (該当する場合)
- ④ 従業員に同法について理解を深めるため、ワークショップや意識向上プログラムの開催
- ⑤ 内部委員会 (IC) のメンバーのための能力・技能向上プログラムの実施する。(該当する場合)
- ⑥ 内部委員会 (IC) の外部メンバーの任命する。(該当する場合)
- ⑦ 内部委員会 (IC) による年次報告書のタイムリーな提出を確実に実行。(該当する場合)

➤ **年次報告義務**

内部委員会または地域委員会は、暦年(1月－12月)ごとに年次報告書を作成し、使用者および地区役員に提出しなければなりません。地区役員への暦年報告書の提出期限は、翌年度の1月31日です。この報告書には、受理された苦情件数、解決された苦情件数、係争中の苦情件数、およびその年に実施された意識向上プログラムの詳細に関する情報が記載されます。報告書は、指定された期限内に地区役員に提出されます。

➤ **コンプライアンス違反のコンシクエンス＝ペナルティ**

雇用主が職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止し、対処するための適切な措置を講じない場合、過失責任を問われる可能性があります。この法律では、最初の違反には5万インド・ルピー、それ以降の違反には2倍の罰金を課しています。違反が複数回に及ぶと、事業許可の取り消し処分を受けることさえあります。このような事態を避けるため、組織は同法のガイドラインに従い、苦情処理のための社内プロセスを改善しなければなりません。金銭的な罰則だけでなく、誤った対処によって企業の評判を損なう恐れもあります。

KrayManは、従業員の意識向上トレーニング、ICの能力・スキルの向上、法定申告のサポートなど、POSH関連のコンプライアンスをエンドツーエンドで実施・監視する関連経験と専門知識を持っています。当社は、POSH法を遵守するインド国内のさまざまな企業を支援しています。

上記について弊社でお手伝い出来ることがありましたらお気軽にご連絡ください。

クレイマンに関しまして

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

